

過刻したるは何等の同情の余地なく且今後に惡例を遺すものを以て絶對許容せざることゝす。

2、解決の状況

二月三十日午後二時代表者との再度會見に於て市長より左記回答を提示せり

解決條件

- 一、労働時間に就ては休憩時間を二十分短縮し終業時刻を三十分延長し此の時間五十分に對する歩増として從來支給賃金を一步増とす
- 二、毎日使用人員數百三十名を下らざることゝす
- 三、要求提出をなしたる一月二十九日に於ける就業時刻過刻に依る減給賃金一步は支給の要求に應じ難し

尙第一項第二項は二月一日より實施二月十三日限り廢

13

止す

二月十四日以後は賃金及労働時間共に舊に復す
登録者中昭和九年一月中職業紹介所に出頭したこと十
日未滿のものは登録を取消す

右回答を提示したる處代表者に於て大体止むを得ざるものとして承認したるも第三項に關しては今回運動の指導をなせる代表者並應援者が一部人夫中事の不穩當なることを以て反対をなし定期迄に就業せむと主張したるに對し抑壓を加へ過刻したる時間に對する賃金歩引をなさざる様交渉を行はず旨斷言したるが如き形跡あり、約三十分に亘り執拗に反復支給を要求したるも『斷然拒否せられ遂に前條件にて妥協解決するに至れり。

3、解決後の動靜

14